

# ソフトウェア利用規約

本ソフトウェア利用規約（以下「本規約」といいます。）は、Garoon上で動作する「Garoon スタンププラグイン」（以下「本ソフトウェア」といいます。）を利用する個人、法人または団体（以下「使用者」といいます。）と株式会社サティライズ（以下「当社」といいます。）との間における契約です。

## 第1条（本規約への同意）

使用者は、本規約の定めに従って本ソフトウェアを利用するものとし、使用者は、本規約に同意しない限り、インストールを含め本ソフトウェアを使用できません。

- 2 使用者が本ソフトウェアをインストールし使用する場合、本規約を理解し、同意したものとみなします。

## 第2条（使用許諾）

当社は、使用者に対し、本ソフトウェアについて、譲渡不可かつ非独占的な使用権（以下「本ソフトウェアライセンス」といいます。）を許諾します。

## 第3条（本ソフトウェアライセンスの内容）

本ソフトウェアライセンスの種類及び内容は当該各号に定めるところによります。

### (1) 試用ライセンス

一部制限のもと、試用目的で本ソフトウェアを使用するライセンスをいいます。

### (2) 有償ライセンス

本ソフトウェアを購入し、試用ライセンスの制限を受けずに本ソフトウェアを使用するライセンスをいいます。

### (3) デモ用ライセンス

本ソフトウェアの検証、デモンストレーション、販促のみの目的で、使用ライセンスの制限を受けずに本ソフトウェアを使用するライセンスをいいます。

- 2 試用ライセンスでは、本規約を遵守する限り、本ソフトウェアをどなたでも無償で使用できます。ただし、本ソフトウェア使用中に試用である旨の通知がなされるほか、本ソフトウェア使用に関するサポートやアップデート通知を受け取ることはできません。
- 3 有償ライセンスでは、本規約を遵守する限り、試用ライセンスにおいて定められた制限を受けずに本ソフトウェアを使用することができます。有償ライセンスは Garoon 契約1つ（ド

メイン1つ)につき1ライセンスとします。有償ライセンスの料金は、別に定めるところによります。

- 4 デモ用ライセンスでは、本規約を遵守し、かつ別途定める同意書を提出することにより、検証、デモンストレーション、販促のみの目的で、試用ライセンスにおいて定められた制限を受けずに本ソフトウェアを使用することができます。デモ用ライセンスはGaroon 契約1つ(ドメイン1つ)につき1ライセンスとします。
- 5 使用者は、システム開発業務等、特定の第三者に対する受託業務の一環として、本ソフトウェアを特定の第三者のGaroon 環境に設置し使用させることができます。その場合、使用者は特定の第三者に対して本規約を説明し、遵守させるものとします。

#### 第4条 (免責条項)

当社は、本ソフトウェアに関する瑕疵(セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害を含みます)がないこと、性能、安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性及び特定の目的への適合性を明示的にも黙示的にも保証していません。当社は、使用者に対し、かかる瑕疵を除去して本ソフトウェアを提供する義務を負いません。

- 2 本ソフトウェアをインストールまたは使用したことによって発生した損害は、全て使用者の責任によるものであり、当社は一切の責任を負いません。
- 3 使用者が第三者に損害を与えた場合、使用者の責任において解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

#### 第5条 (本ソフトウェアの権利関係等)

本ソフトウェアの一切の著作権は当社または原作者に帰属します。その他一切の権利は、各内容ごとにそれぞれの権利者に帰属します。

#### 第6条 (禁止事項)

使用者は、本ソフトウェアの利用使用にあたり、当社から明確な同意を別途取得した場合を除き、以下の禁止事項を行ってはなりません。

- (1) 不特定多数の第三者に対して、本ソフトウェアの全部または一部を販売、譲渡、ライセンス供与、開示、配布、その他の方法による権利等で使用できるようにすること。
- (2) 本ソフトウェアをリバースエンジニアリングすること。
- (3) 本ソフトウェア及び属する文書等を当社の許可なく改変、再配布すること。
- (4) 本ソフトウェアを当社または第三者の権利を侵害し、または損害を与える目的で使用すること。

- (5) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反すること。
- (6) 当社の名誉を毀損する行為
- (7) 上記(1)から(6)のいずれかに該当する行為を援助または助長すること。
- (8) その他当社が不適當と合理的に判断した行為。

## 第7条（使用の中止）

使用者が本規約に違反した場合、またはそのおそれがある場合、当社は、事前に使用者に通知することなく、いつでも本ソフトウェアの使用を中止することを求めることができます。

## 第8条（反社会的勢力の排除）

当社及び使用者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1)自己、自己の役員または自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
  - (2)反社会的勢力と自らまたは第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係または反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力しもしくは関与している関係を有しておらず、将来にわたっても関係を持たないこと。
  - (3)自らまたは第三者を利用して本ソフトウェアの使用に関して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為等を行わないこと。
- 2 当社または使用者が、前項各号に違反したときは、その相手方は、何らの催促を要せずに、本ソフトウェアの使用を停止することができるものとします。この場合、使用を停止された者は、使用停止により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

## 第9条（サポート）

動作不具合または Garoon のアップデートに伴い当社の提供ファイルを更新する必要がある場合、当社の判断により提供ファイルの更新を行うものとします。ただし、当社は更新義務を負うものではありません。

- 2 当社は有償ライセンス及びデモ用ライセンスを保有する使用者に、本ソフトウェアのアップデート情報を電子メールにて通知するものとします。ただし、当社が使用者に対して電子メールを発信した時点をもって、使用者に当該通知が到達したものとします。
- 3 当社は本ソフトウェアの動作不具合や改善要望に対して、使用者個別に修正対応を行う責任を負わないものとし、公式なアップデートをもって対応するものとします。

第 10 条（本規約の変更）当社は、当社が必要と判断する場合、本規約を変更することができます。その場合、当社は、変更後の本規約の内容および効力発生日を当社ウェブサイトに表示し、または当社が定める方法により使用者に通知することで使用者に周知します。変更後の本規約は、効力発生日から効力を生じるものとします。

#### 第 11 条（準拠法及び合意管轄）

本規約は日本法を準拠法とし、それに従って解釈されるものとします。

- 2 本規約に関して当社と使用者間に紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上